

# 長野県バドミントン協会規約

## 第一章 総則

(名称)

第1条 本協会は長野県バドミントン協会（以下、本会という）と称する。英文表記では、  
Nagano prefecture Badminton Association（略称 N. B. A.）とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長が指定する事務局長宅に置く。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は長野県内バドミントン競技者及び愛好者の統括中枢機関で、長野県を代表する団体とし

て、バドミントンの普及振興を図り、併せて県民の体位向上並びに対外親善に寄与することを目的とする。

(事業年度)

第4条 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業内容)

第5条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

(1)バドミントンの普及及び指導

(2)本会主催バドミントン競技会及び（公財）日本バドミントン協会主催バドミントン競技会の開催

(3)（公財）日本バドミントン協会主催の競技会への選手派遣

(4)（公財）日本バドミントン協会との緊密な連携

(5)バドミントンに関する調査研究

(6)バドミントンの競技力の向上

(7)その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事業計画及び収支予算)

第6条 事業計画、収支予算書については、毎事業年度開始までに、総務委員長が作成し、理事会の議

を経て、総会に報告する。

(事業報告及び決算)

第7条 事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、総務委員長が、事業報告書・決算書を作成し、監事

の監査を受け、理事会・総会に提出し、承認を得る。  
2 会計責任者は、決算書を作成し、総務委員長に提出する。

(主催大会)

第 8 条 本会主催大会は、別紙のとおりとする。

2 本会主催大会へは、大会運営費を補助する。

3 大会終了後、速やかに大会報告・会計決算書を提出する。

4 本会主催依頼は、各加盟団体から本会に申請し、理事会・総会の議を経て決定する。

5 大会報告書・会計決算書の提出がない場合は、本会主催を取り消す。

### 第三章 組織及び構成

(組織)

第 9 条 本会は本会の趣旨に賛同するアマチュア競技者をもって組織する。加盟団体は次のものとする。

1. 各地区バドミントン協会

1. 長野県実業団バドミントン連盟

1. 長野県教職員バドミントン連盟

1. 長野県レディースバドミントン連盟

1. 長野県バドミントンリーグ

1. 長野県学生バドミントン連盟

1. 長野県高等学校体育連盟バドミントン専門部

1. 長野県中学校体育連盟バドミントン専門部

1. 長野県小学生バドミントン連盟

1. 長野県社会人クラブバドミントン連盟

2 各地区は、北信・東信・中信・南信とする。地区に関する事項は、各地区の定める規約による。

(加盟・登録)

第 10 条 加盟団体は、その所属会員を、本会を通して、(公財)日本バドミントン協会に登録するもの

とする。

2 加盟団体は負担金を納入する。

3 新規加盟希望団体は、加盟申請書を本会に提出する。理事会・総会の議を経て、加盟を許可すること

ができる。

4 加盟団体を通して登録するか、本人による登録をもって長野県バドミントン協会会員とする。

(資格の喪失等)

第 11 条 加盟団体・個人は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1)脱退

(2)団体の解散

(3)除名・登録抹消

第 12 条 加盟団体が脱退をしようとするときは、その事由を付した脱退届を提出し、理事会及び総会

の同意を得なければならない。

第 13 条 加盟団体・個人が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び総会で3分の2以上の議決を経て、これを登録抹消する。(委任状を含む)

(1)加盟団体としての義務に違反したとき。

(2)本会の名誉を傷つけ、本会の目的に違反し、本会の定める倫理規程(別紙)に抵触する行為・言

動等があったとき。

第 14 条 資格の喪失があった場合は、速やかに(公財)日本バドミントン協会に報告をする。

#### 第四章 機関

第 15 条 本会の機関として、総会・役員会・理事会・専門委員会を置く。なお、必要に応じて、特別

委員会を置くことができる。

(総会)

第 16 条 総会は、会長・副会長・理事長・副理事長・理事・監事・代議員で構成し、次の事項を審議

する。

1. 事業及び収支決算の報告並びに承認
2. 予算の編成並びに事業計画
3. 規約の改廃
4. 役員を選任と承認並びに専門委員会の専門委員の承認
5. 加盟・脱会の承認
6. 登録料の決定(含 加盟負担金)
7. その他の重要事項

第 17 条 総会は、毎年1回会長がこれを招集する。また必要に応じて臨時総会を招集することができる

る。

(役員会)

第 18 条 役員会は正副会長、理事長、事務局長で構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会の議決事項は、理事会に報告し、総会の承認を得る。

(理事会)

第 19 条 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・理事をもって構成し、総会の委任事項の審議

及びその執行を行う。

2 理事会は必要に応じて会長が招集する。

(総会及び理事会の運営)

第 20 条 総会及び理事会は、構成人員の2分の1以上をもって成立とする。(委任状を含む)

2 総会及び理事会の決議及び承認は、過半数をもって決し、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第 21 条 総会及び理事会の議長は会長がこれにあたる。

(専門委員会)

第 22 条 専門委員会は、専門委員をもって構成し、専門事項を協議し、意見を理事会に提出する。また、

理事会の委任を受けた事項を執行する。専門委員会規程は別途定める。

(特別委員会)

第 23 条 特別委員会は正副会長、理事長、事務局長、当該専門委員会委員長・委員で構成し、必要に

応じて会長が招集する。

2 特別委員会の議決事項は、理事会に報告し、総会の承認を得る。

## 第五章 役員及び職務

(役員)

第 24 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名(地区会長)及び会長が委嘱した者(若干名)
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 地区及び連盟から選出された者及び会長が委嘱した者
- (6) 代議員 各加盟団体2名
- (7) 会計監事 2名

(役員を選任)

第 25 条 会長・副会長は、理事会・総会において、審議し、承認する。

2 理事長・副理事長は、理事の互選により、会長がこれを委嘱する。

3代議員は、加盟団体から選出する。

4 会計監事は、総会の議を経て、会長が委嘱する。

第 26 条 本会は、理事会の議を経て、名誉会長・顧問及び参与を置くことができる。顧問・参与は会

長の諮問に応じる。

第 27 条 第 22 条の役員のほかに、本会の会務を処理するため、役員として、事務局長を置くことが

できる。事務局長は理事会の議により、会長がこれを任命する。

第 28 条 役員の任期は2カ年とし、再選は妨げない。

2 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第 29 条 会長は本会を代表し、会務整理をする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事長は会長の指示を受け、会務を掌理し、副理事長は理事長の補佐をする。

4 理事は会務を分掌する。

5 代議員は、加盟団体を代表し、総会において各事項の審議にあたる。

## 第六章 経費・会計及び会計処理

第 30 条 本会の経費は、分担金・登録料・寄付金その他の収入をもってあてる。

第 31 条 本会の会計年度は、第 4 条に定める。

第 32 条 本会の経費・会計及び会計処理は、本会規約及び本会会計規程に定める。

## 第七章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 33 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容等を公開する。

(個人情報の保護)

第 34 条 業務上知りえた個人情報の保護に努める。

2 個人情報の保護に関する法律に準じる。

## 附則

1. 本規約施行に必要な細則は別にこれを定める。

2. 本規約は、昭和 42 年 1 月 1 日より施行する。

3. 本規約は、昭和 46 年 4 月 1 日より一部改正し施行する。

4. 本規約は、昭和 54 年 5 月 20 日より一部改正し施行する。

5. 本規約は、昭和 56 年 5 月 10 日より一部改正し施行する。

6. 本規約は、昭和 58 年 6 月 8 日より一部改正し施行する。
7. 本規約は、平成 4 年 4 月 1 日より一部改正し施行する。
8. 本規約は、平成 16 年 4 月 1 日より一部改正し施行する。
9. 本規約は、平成 17 年 4 月 1 日より一部改正し施行する。
10. 本規約は、平成 21 年 4 月 1 日より一部改正し施行する。
11. 本規約は、平成 22 年 4 月 13 日より一部改正し施行する。
12. 本規約は、平成 26 年 4 月 13 日より施行する。
13. 本規約は、平成 29 年 4 月 16 日より一部改正し施行する。
14. 本規約は、平成 30 年 4 月 15 日より一部改正し施行する。